厚生労働大臣の定める掲示事項

（令和７年３月１日現在）

１ 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

２ 入院基本料について

当院は、急性期一般入院料１（日勤、夜勤あわせて）入院患者７人に対して１人以上の看護職員を配置しております（看護職員１人当たりの受け持ち数につきましては各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください）。また入院患者 25 人に対して１人以上の看護補助者を配置しております。

３ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

４ ＤＰＣ対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“ＤＰＣ対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.5667（基礎係数 1.0718+機能評価係数Ⅰ0.3878+機能評価係数Ⅱ0.0722+救急補正係数 0.0349）

５ 近畿厚生局長への届出事項

1） 入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。（食）第 100094 号

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しております。また予め定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。（選択メニューに特別な料金はいただいておりません）

2） 基本診療料の施設基準等に係る届出

医療 DX 推進体制整備加算・地域歯科診療支援病院歯科初診料・歯科外来診療医療安全対策加算２・歯科外来診療感染対策加算４・歯科診療特別対応連携加算・一般病棟入院基本料（急性期一般入院料１）・急性期充実体制加算１・救急医療管理加算・超急性期脳卒中加算・診療録管理体制加算１・医師事務作業補助体制加算１・急性期看護補助体制加算・看護職員夜間配置加算・療養環境加算・重症者等療養環境特別加算・無菌治療室管理加算１・緩和ケア診療加算・小児緩和ケア診療加算・精神科リエゾンチーム加算・栄養サポートチーム加算・医療安全対策加算１・感染対策向上加算１・患者サポート体制充実加算・重症患者初期支援充実加算・褥瘡ハイリスク患者ケア加算・ハイリスク妊娠管理加算・ハイリスク分娩管理加算・総合機能評価加算・呼吸ケアチーム加算・術後疼痛管理チーム加算・後発医薬品使用体制加算１・バイオ後続品使用体制加算・病棟薬剤業務実施加算 1.2・データ提出加算２・入退院支援加算１・認知症ケア加算１・せん妄ハイリスク患者ケア加算・精神疾患診療体制加算・地域医療体制確保加算・地域歯科診療支援病院入院加算・救命救急入院料 3.4・特定集中治療室管理料１・ハイケアユニット入院医療管理料１・脳卒中ケアユニット入院医療管理料・一類感染症患者入院医療管理料・小児入院医療管理料２・入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）・歯科疾患管理料の注 10 に掲げる総合医療管理加算・歯科治療時医療管理料

3） 特掲診療料の施設基準等に係る届出

ウイルス疾患指導料・外来栄養食事指導料の注２に規定する基準・外来栄養食事指導料の注３に規定する基準・心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する遠隔モニタリング加算・糖尿病合併症管理料・がん性疼痛緩和指導管理料・がん患者指導管理料イ．ロ．ハ．ニ・外来緩和ケア管理料・糖尿病透析予防指導管理料・小児運動器疾患指導管理料・乳腺炎重症化予防ケア.指導料・婦人科特定疾患治療管理料・腎代替療法指導管理料・二次性骨折予防継続管理料 1.3・下肢創傷処置管理料・慢性腎臓病透析予防指導管理料・院内トリアージ実施料・外来放射線照射診療料・外来腫瘍化学療法診療料１・連携充実加算・外来腫瘍化学療法診療料の注９に規定するがん薬物療法体制充実加算・ニコチン依存症管理料・療養.就労両立支援指導料の注３に規定する相談支援加算・開放型病院共同指導料・ハイリスク妊産婦共同管理料１・がん治療連携計画策定料・肝炎インターフェロン治療計画料・ハイリスク妊産婦連携指導料１・薬剤管理指導料・地域連携診療計画加算・検査.画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料・医療機器安全管理料 1.2・医療機器安全管理料(歯科)・歯科治療時医療管理料・救急搬送診療料の注４に規定する重症患者搬送加算・救急患者連携搬送料・在宅患者訪問看護.指導料及び同一建物居住者訪問看護.指導料の注２・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料・遺伝学的検査・骨髄微小残存病変量測定・ＢＲＣＡ1/2 遺伝子検査・がんゲノムプロファイリング検査・先天性代謝異常症検査・ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)・ウイルス.細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2 核酸検出を含まないもの)・ウイルス.細菌核酸多項目同時検出(髄液)・検体検査管理加算(Ⅳ)・国際標準検査管理加算・遺伝カウンセリング加算・遺伝性腫瘍カウンセリング加算・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト・ヘッドアップティルト試験・脳波検査判断料１・神経学的検査・ロービジョン検査判断料・小児食物アレルギー負荷検査・内服.点滴誘発試験・経頸静脈的肝生検・前立腺針生検法(MRI 撮影及び超音波検査融合画像によるもの)・口腔細菌

定量検査・画像診断管理加算１・ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影・冠動脈ＣＴ撮影加算・心臓ＭＲＩ撮影加算・抗悪性腫瘍剤処方管理加算・外来化学療法加算１・無菌製剤処理料・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）・摂食機能療法の注３に規定する摂食嚥下機能回復体制加算１・がん患者リハビリテーション料・歯科口腔リハビリテーション料２・処置の休日加算１(医科点数表第２章第９部処置の通則の５に掲げる処置の休日加算１)・処置の時間外加算１(医科点数表第２章第９部処置の通則の５に掲げる処置の時間外加算１)・処置の深夜加算１(医科点数表第２章第９部処置の通則の５に掲げる処置の深夜加算１)・人工腎臓・導入期加算１・導入期加算２及び腎代替療法実績加算・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算・ストーマ合併症加算・磁気による膀胱等刺激法・歯科技工士連携加算１及び光学印象歯科技工士連携加算・ＣＡＤ／ＣＡＭ冠・歯科技工加算 1.2・センチネルリンパ節加算・組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算・椎間板内酵素注入療法・脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術・緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)・緑内障手術(濾過胞再建術(needle 法))・内視鏡下鼻.副鼻腔手術Ｖ型(拡大副鼻腔手術)及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）・乳がんセンチネルリンパ節加算１及びセンチネルリンパ節生検(併用)・乳がんセンチネルリンパ節加算２及びセンチネルリンパ節生検(単独)・乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)・胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除術又は 1 肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合）・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は１肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの)、等・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)・大動脈バルーンパンピング法(IABP 法)・経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)・腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)・胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)・体外衝撃波胆石破砕術・腹腔鏡下肝切除術・体外衝撃波膵石破砕術・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・腹腔鏡下直腸切除切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・体外衝撃波腎.尿管結石破砕術・腎腫瘍凝固.焼灼術（冷凍凝固によるもの)・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)・腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・人工尿道括約筋植込.置換術・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)・腹腔鏡下腟式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)・体外式膜型人工肺管理料・手術の休日加算１(医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の休日加算１)・手術の時間外加算１(医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の時間外加算１)・手術の深夜加算１(医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の深夜加算１)・医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術（胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。))・医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 19 に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術)・周術期栄養管理実施加算・輸血管理料Ⅰ・同種クリオプレシピテート作製術・人工肛門.人工膀胱造設術前処置加算・麻酔管理料（Ⅰ）・麻酔管理料（Ⅱ）・周術期薬剤管理加算・放射線治療専任加算・外来放射線治療加算・高ｴﾈﾙｷﾞ-放射線治療・１回線量増加加算・強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）・画像誘導放射線治療（ＩＧＲＴ）・体外照射呼吸性移動対策加算・定位放射線治療・定位放射線治療呼吸性移動対策加算・保険医療機関間の連携による病理診断・病理診断管理加算１・悪性腫瘍病理組織標本加算・口腔病理診断管理加算１・クラウン.ブリッジ維持管理料・看護職員処遇改善評価料 69・外来.在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・歯科外来.在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・入院ベースアップ評価料 111

6 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方を含む全ての方に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。ご家族等が代理で会計を行う場合その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望しない方は、会計窓口までその旨お申し出ください。

7 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料〔特別室Ａ22,000 円（市外の方 33,000 円)・特別室Ｂ17,600 円（市外の方 26,400 円）個室 8,800 円（市外の方 13,200 円)〕、病衣貸与料、紙おむつ代、各種診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

（詳細は別紙料金表をご確認ください。）